

令和 2 年 第 1 回

さくら市議会臨時会議案書

# 付 議 事 件

第 1 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例等の一部改正）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	”	P 11
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	”	P 14
4	専決処分の承認を求めることについて（令和元年 度さくら市一般会計補正予算（第 12 号））	”	P 16
5	令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	”	P 41
6	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意 について	”	P 59

## 議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市税条例等の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 9 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第1条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項及び第 11 項」に改める。

第 54 条第 2 項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あら

かじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 12」を「第 10 条の 2 の 15」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 49 条の 2」を「第 49 条の 3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第 343 条第 5 項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 61 条の 2 の見出し中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項（法第 469 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に係る部分に限る。）」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書に前項（法第 469 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第 16 条の 2 の 3 第 1 項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第 98 条第 1 項中「第 96 条第 2 項」を「第 96 条第 3 項」に改める。  
第 131 条第 6 項中「第 54 条第 6 項」を「第 54 条第 7 項」に改める。  
附則第 6 条中「平成 34 年度」を「令和 4 年度」に改める。  
附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 45 年度」を「令和 15 年度」に、  
「平成 33 年」を「令和 3 年」に改める。  
附則第 8 条第 1 項中「平成 33 年度」を「令和 6 年度」に改める。  
附則第 10 条中「又は法」を「又は」に改める。  
附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第  
15 条第 2 項第 5 号」に、「4 分の 3」を「、4 分の 3」に改め、同条第 6  
項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 26 項」に、「2 分の 1」  
を「、2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」  
を「附則第 15 条第 27 項第 1 号」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改  
め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第  
27 項第 2 号」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 9 項中  
「附則第 15 条第 30 項第 3 号」を「附則第 15 条第 27 項第 3 号」に、  
「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第  
31 項第 1 号」を「附則第 15 条第 28 項第 1 号」に、「3 分の 2」を「、  
3 分の 2」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 31 項第 2 号」を「附  
則第 15 条第 28 項第 2 号」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同  
条第 12 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 30  
項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改め、同条第 13 項中  
「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ロ」  
に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改め、同条第 15 項中「附則第 15  
条第 33 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」  
を「、3 分の 2」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 33 項第 1 号  
ホ」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」  
に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」を「附則第  
15 条第 30 項第 2 号イ」に、「4 分の 3」を「、4 分の 3」に改め、同条  
第 18 項中「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第  
2 号ロ」に、「4 分の 3」を「、4 分の 3」に改め、同条第 19 項中「附  
則第 15 条第 33 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号イ」に、  
「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第  
33 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ロ」に、「2 分の 1」を  
「、2 分の 1」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」

を「附則第 15 条第 30 項第 3 号ハ」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15 条第 34 項」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 41 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改める。

附則第 10 条の 4 第 1 項中「第 54 条第 5 項」を「第 54 条第 6 項」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度分及び平成 32 年度分」を「令和元年度分及び令和 2 年度分」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出し中「平成 31 年度又は平成 32 年度」を「令和元年度又は令和 2 年度」に改め、同条第 1 項中「平成 31 年度分又は平成 32 年度分」を「令和元年度分又は令和 2 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 13 条の見出し中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「又は法」を「又は」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 5 年度」に改める。

附則第 22 条第 1 項中「第 54 条第 5 項」を「第 54 条第 6 項」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に改める。

附則第 23 条中「平成 35 年度」を「令和 5 年度」に改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例 (令和元年さくら市条

例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち、さくら市税条例第 24 条第 1 項第 2 号の改正規定を削る。

附則第 1 条第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

附則第 1 条第 5 号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 54 条第 4 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 2 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第 54 条第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(さくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 さくら市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年さくら市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 28 年さくら市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条の 2 中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(さくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 さくら市税条例の一部を改正する条例(平成 29 年さくら市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年さくら市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 10 月 1 日」を「令和 4 年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年度」を「令和 3 年度」に、「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改める。

附則第 7 条中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改

める。

附則第 9 条第 1 項中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年 11 月 2 日」を「令和 2 年 11 月 2 日」に改め、同条第 3 項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「32 年新条例」を「2 年新条例」に改める。

附則第 11 条第 1 項中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 2 項中「平成 33 年 11 月 1 日」を「令和 3 年 11 月 1 日」に改め、同条第 3 項中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「33 年新条例」を「3 年新条例」に改める。

(さくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 8 条 さくら市税条例の一部を改正する条例(平成 31 年さくら市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中「平成 32 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表中「平成 31 年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

附則第 4 条中「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

## 議案第 2 号

### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

### 記

専決処分第 5 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 10 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 349 条の 3 第 10 項から第 12 項まで、第 22 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項から第 31 項まで、第 33 項又は第 34 項」を「第 349 条の 3 第 9 項から第 11 項まで、第 21 項から第 23 項まで、第 25 項、第 27 項から第 30 項まで、第 32 項又は第 33 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 38 項」に、「2 分の 1」を「、2 分の 1」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第 15 条第 39 項」に、「3 分の 2」を「、3 分の 2」に改める。

附則第 10 項の前の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 11 項から第 14 項までの規定中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 15 項の見出し及び同項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改め、同項中「第 19 項」を「第 18 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 17 項中「、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで、第 27 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」を「から第 22 項まで、第 24 項、第 25 項、第 29 項、第 33 項、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項から第 44 項まで、第 47 項若しくは第 48 項」に、「第 34 項」を「第 33 項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第 18 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「、第 47 項若しくは第 48 項」とあるのは、「若しくは第 47 項」とする。

## 議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 6 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 6 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 2 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 11 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 3 号 専決処分書

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,672 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 195 億 3,112 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金
9 地 方 特 例 交 付 金	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金
10 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税
14 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
15 県 支 出 金	3 委 託 金
17 寄 附 金	1 寄 附 金
18 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	4 雑 入
21 市 債	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
204,000	3,701	207,701
60,000	△7,450	52,550
140,000	11,336	151,336
4,000	△185	3,815
8,000	△4,285	3,715
8,000	△4,285	3,715
20,000	3,339	23,339
20,000	3,339	23,339
15,000	1,210	16,210
15,000	1,210	16,210
800,000	△11,353	788,647
800,000	△11,353	788,647
85,000	△2,048	82,952
85,000	△2,048	82,952
34,794	8,074	42,868
34,794	8,074	42,868
158,837	8,695	167,532
103,351	8,695	112,046
3,095,903	99,902	3,195,805
3,095,903	99,902	3,195,805
2,751,541	5,889	2,757,430
826,140	5,889	832,029
1,238,279	1,793	1,240,072
120,742	1,793	122,535
41,035	4,166	45,201
41,035	4,166	45,201
345,489	△50,729	294,760
303,419	△50,729	252,690
935,084	1,768	936,852
300,606	1,768	302,374
1,300,200	△43,400	1,256,800
1,300,200	△43,400	1,256,800
19,504,405	26,722	19,531,127

歳 出

款		項	
2	総務費		
		1	総務管理費
3	民生費		
		2	児童福祉費
6	農林水産業費		
		2	林業費
8	土木費		
		2	道路橋梁費
9	消防費		
		1	消防費
10	教育費		
		1	教育総務費
		2	小学校費
		5	社会教育費
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,072,483	15,280	2,087,763
1,598,893	15,280	1,614,173
6,329,835	5,889	6,335,724
3,221,523	5,889	3,227,412
576,980	3,793	580,773
11,714	3,793	15,507
1,525,048	0	1,525,048
509,711	0	509,711
805,615	0	805,615
805,615	0	805,615
2,510,278	1,760	2,512,038
530,770	0	530,770
631,059	0	631,059
512,391	1,760	514,151
19,504,405	26,722	19,531,127

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業 費	1 農業費	畜産振興事務	16,150

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎非常用電源整備事業費	千円 4,700	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	千円 1,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道整備事業費	112,800				107,800			
消防施設整備事業費	72,500				70,000			
上松山小学校増設事業費	211,300				179,400			
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費	38,800				37,800			



令和元年度さくら市一般会計補正予算  
(第12号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	204,000
3 利子割交付金	8,000
4 配当割交付金	20,000
5 株式等譲渡所得割交付金	15,000
6 地方消費税交付金	800,000
7 ゴルフ場利用税交付金	85,000
8 自動車取得税交付金	34,794
9 地方特例交付金	158,837
10 地方交付税	3,095,903
14 国庫支出金	2,751,541
15 県支出金	1,238,279
17 寄附金	41,035
18 繰入金	345,489
20 諸収入	935,084
21 市債	1,300,200
歳入合計	19,504,405

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
3,701	207,701	
△4,285	3,715	
3,339	23,339	
1,210	16,210	
△11,353	788,647	
△2,048	82,952	
8,074	42,868	
8,695	167,532	
99,902	3,195,805	
5,889	2,757,430	
1,793	1,240,072	
4,166	45,201	
△50,729	294,760	
1,768	936,852	
△43,400	1,256,800	
26,722	19,531,127	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		2,072,483	15,280
3	民生費		6,329,835	5,889
6	農林水産業費		576,980	3,793
8	土木費		1,525,048	0
9	消防費		805,615	0
10	教育費		2,510,278	1,760
歳出合計			19,504,405	26,722

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,087,763		△3,000		18,280	
6,335,724	5,889				
580,773				3,793	
1,525,048		△5,000		5,000	
805,615		△2,500		2,500	
2,512,038		△32,900	1,768	32,892	
19,531,127	5,889	△43,400	1,768	62,465	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	204,000	3,701	207,701
	1 地方揮発油譲与税	60,000	△7,450	52,550
		1 地方揮発油譲与税	60,000	△7,450
	2 自動車重量譲与税	140,000	11,336	151,336
		1 自動車重量譲与税	140,000	11,336
	3 森林環境譲与税	4,000	△185	3,815
1 森林環境譲与税		4,000	△185	3,815

3	利子割交付金	8,000	△4,285	3,715
	1 利子割交付金	8,000	△4,285	3,715
		1 利子割交付金	8,000	△4,285

4	配当割交付金	20,000	3,339	23,339
	1 配当割交付金	20,000	3,339	23,339
		1 配当割交付金	20,000	3,339

5	株式等譲渡所得割交付金	15,000	1,210	16,210
	1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	1,210	16,210
		1 株式等譲渡所得割交付金	15,000	1,210

6	地方消費税交付金	800,000	△11,353	788,647
	1 地方消費税交付金	800,000	△11,353	788,647
		1 地方消費税交付金	800,000	△11,353

7	ゴルフ場利用税交付金	85,000	△2,048	82,952
	1 ゴルフ場利用税交付金	85,000	△2,048	82,952
		1 ゴルフ場利用税交付金	85,000	△2,048

2 地方譲与税  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	△7,450	地方揮発油譲与税	△7,450
1 自動車重量譲与税	11,336	自動車重量譲与税	11,336
1 森林環境譲与税	△185	森林環境譲与税	△185

1 利子割交付金	△4,285	利子割交付金	△4,285

1 配当割交付金	3,339	配当割交付金	3,339

1 株式等譲渡所得割交付金	1,210	株式等譲渡所得割交付金	1,210

1 地方消費税交付金	△11,353	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	6,088 △17,441

1 ゴルフ場利用税交付金	△2,048	ゴルフ場利用税交付金	△2,048

款		項	目	補正前の額	補正額	計	
8			自動車取得税交付金	34,794	8,074	42,868	
	1		自動車取得税交付金	34,794	8,074	42,868	
		1		自動車取得税交付金	30,000	2,609	32,609
		2		環境性能割交付金	4,794	5,465	10,259
9			地方特例交付金	158,837	8,695	167,532	
	2		子ども・子育て支援臨時交付金	103,351	8,695	112,046	
		1		子ども・子育て支援臨時交付金	103,351	8,695	112,046
10			地方交付税	3,095,903	99,902	3,195,805	
	1		地方交付税	3,095,903	99,902	3,195,805	
		1		地方交付税	3,095,903	99,902	3,195,805
14			国庫支出金	2,751,541	5,889	2,757,430	
	2		国庫補助金	826,140	5,889	832,029	
		2		民生費国庫補助金	102,206	5,889	108,095
15			県支出金	1,238,279	1,793	1,240,072	
	3		委託金	120,742	1,793	122,535	
		1		総務費委託金	119,249	1,793	121,042
17			寄附金	41,035	4,166	45,201	
	1		寄附金	41,035	4,166	45,201	
		1		一般寄附金	1	3,969	3,970
		2		教育費寄附金	1,034	197	1,231
18			繰入金	345,489	△50,729	294,760	
	2		基金繰入金	303,419	△50,729	252,690	

節		説明	
区 分	金 額		
1 自動車取得税交付金	2,609	自動車取得税交付金	2,609
1 環境性能割交付金	5,465	環境性能割交付金	5,465
1 子ども・子育て支援臨時交付金	8,695	子ども・子育て支援臨時交付金	8,695
1 地方交付税	99,902	特別交付税 震災復興特別交付税	99,445 457
2 児童福祉費補助金	5,889	子ども・子育て支援交付金国庫分 (10/10)	5,889
1 総務管理費委託金	1,793	市町村総合交付金	1,793
1 一般寄附金	3,969	早乙女桜並木再整備募金	3,969
4 社会教育費寄附金	197	ミュージアム寄附金	197

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 財政調整基金繰入金	301,869	△50,729	251,140

20	諸収入	935,084	1,768	936,852
	4 雑入	300,606	1,768	302,374
	2 雑入	300,601	1,768	302,369

21	市債	1,300,200	△43,400	1,256,800
	1 市債	1,300,200	△43,400	1,256,800
	1 総務債	584,700	△3,000	581,700
	5 土木債	124,300	△5,000	119,300
	6 消防債	72,500	△2,500	70,000
	7 教育債	316,100	△32,900	283,200

節		説明	
区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	△50,729	財政調整基金繰入金	△50,729
1 総務費雑入	1,768	栃木県市町村振興協会交付金	1,768
2 庁舎非常用電源整備事業債	△3,000	庁舎非常用電源整備事業費	△3,000
1 市道整備事業債	△5,000	市道整備事業費	△5,000
1 消防施設整備事業債	△2,500	消防施設整備事業費	△2,500
1 上松山小学校増設事業債	△31,900	上松山小学校増設事業費	△31,900
9 公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業債	△1,000	公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費	△1,000

### 3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	2,072,483	15,280	2,087,763		△3,000		18,280
1	総務管理費	1,598,893	15,280	1,614,173		△3,000		18,280
	5 財産管理費	141,608	0	141,608		△3,000		3,000
	7 企画費	387,782	15,280	403,062				15,280

3	民生費	6,329,835	5,889	6,335,724	5,889			
	2 児童福祉費	3,221,523	5,889	3,227,412	5,889			
	1 児童福祉総務費	1,368,464	5,889	1,374,353	5,889			

6	農林水産業費	576,980	3,793	580,773				3,793
	2 林業費	11,714	3,793	15,507				3,793
	1 林業費	11,714	3,793	15,507				3,793

8	土木費	1,525,048	0	1,525,048		△5,000		5,000
	2 道路橋梁費	509,711	0	509,711		△5,000		5,000
	1 道路維持費	236,849	0	236,849		△200		200
	3 橋梁維持費	39,000	0	39,000		△4,800		4,800

9	消防費	805,615	0	805,615		△2,500		2,500
	1 消防費	805,615	0	805,615		△2,500		2,500
	2 消防施設費	744,754	0	744,754		△2,500		2,500

10	教育費	2,510,278	1,760	2,512,038		△32,900	1,768	32,892
	1 教育総務費	530,770	0	530,770		△1,000	△300	1,300
	2 事務局費	442,528	0	442,528			△300	300

2 総務費  
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
25 積立金	15,280	○桜の郷づくり事業 基金積立金
		15,280 15,280

13 委託料	5,889	○放課後児童健全育成事業 業務委託料 ○児童館管理運営事業 業務委託料
		2,265 2,265 3,624 3,624

25 積立金	3,793	○森林経営管理制度事業 基金積立金
		3,793 3,793

		(財源更正)
		(財源更正)

		(財源更正)

		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 情報環境整備費	77,693	0	77,693		△1,000		1,000
2	小学校費	631,059	0	631,059		△31,900		31,900
	1 学校管理費	521,365	0	521,365		△31,900		31,900
5	社会教育費	512,391	1,760	514,151			2,068	△308
	1 社会教育総務費	93,316	0	93,316			1,000	△1,000
	8 博物館費	193,762	1,760	195,522			1,068	692

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
25 積立金	1,760	○博物館作品購入等事業 基金積立金
		1,760 1,760

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,316,976	14,656,406	1,123,500	1,690,642	14,089,264
(1) 総務	5,908,402	5,809,156	581,700	701,370	5,689,486
(2) 民生	583,856	509,998	0	74,050	435,948
(3) 衛生	304,001	299,881	52,200	21,384	330,697
(4) 農林水産	907,880	786,370	0	111,887	674,483
(5) 商工	0	0	0	0	0
(6) 土木	3,396,933	3,192,760	136,400	386,468	2,942,692
(7) 消防	694,429	709,856	70,000	77,025	702,831
(8) 教育	3,521,475	3,348,385	283,200	318,458	3,313,127
2 災害復旧費	4,915	12,169	150,400	637	161,932
(1) 公共土木施設	1,515	8,769	37,100	212	45,657
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	113,300	425	116,275
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,321,891	14,668,575	1,273,900	1,691,279	14,251,196

議案第 5 号

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,786 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 183 億 5,786 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
19 歳 入 金	2 基 金 歳 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,174,122	57,866	1,231,988
1,174,120	57,866	1,231,986
18,300,000	57,866	18,357,866

歲 出

款	項
3 民 生 費	2 兒 童 福 祉 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
7 商 工 費	1 商 工 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,401,289	6,400	6,407,689
3,384,236	6,400	3,390,636
1,122,077	3,412	1,125,489
565,211	3,412	568,623
924,729	48,054	972,783
924,729	48,054	972,783
18,300,000	57,866	18,357,866

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症 対策特別資金利子補給金事 業	令和 2 年度から 令和 7 年度まで	36,000

令和2年度さくら市一般会計補正予算  
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

	補正前の額
19 繰入金	1,174,122
歳入合計	18,300,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
57,866	1,231,988	
57,866	18,357,866	

歳出

款			補正前の額	補正額
3	民	生費	6,401,289	6,400
4	衛	生費	1,122,077	3,412
7	商	工費	924,729	48,054
歳出合計			18,300,000	57,866

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,407,689				6,400	
1,125,489				3,412	
972,783				48,054	
18,357,866				57,866	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
19	繰入金	1,174,122	57,866	1,231,988
	2 基金繰入金	1,174,120	57,866	1,231,986
	1 財政調整基金繰入金	657,223	57,866	715,089

19 繰入金  
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金繰入金	57,866	財政調整基金繰入金	57,866

### 3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	6,401,289	6,400	6,407,689				6,400
	2 児童福祉費	3,384,236	6,400	3,390,636				6,400
	2 母子福祉費	434,175	6,400	440,575				6,400

4	衛生費	1,122,077	3,412	1,125,489				3,412
	1 保健衛生費	565,211	3,412	568,623				3,412
	2 予防費	164,689	3,412	168,101				3,412

7	商工費	924,729	48,054	972,783				48,054
	1 商工費	924,729	48,054	972,783				48,054
	2 商工振興費	713,804	48,054	761,858				48,054

3 民生費  
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 扶 助 費	6,400	○児童扶養手当支給事業 扶助費	6,400 6,400

10 需 用 費	3,412	○新型インフルエンザ等対策事業 消耗品費	3,412 3,412

12 委 託 料	14,754	○市中小企業融資保証料補助事業 補助金	20,000 20,000
18 負担金、補助 及び交付金	33,300	○新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業 補助金	7,200 7,200
		○新型コロナウイルス感染防止対策交付金事業 業務委託料	19,854 14,754
		交付金	5,100
		○新型コロナウイルス感染拡大抑止対策交付金事業 交付金	1,000 1,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
16-農業経営基盤強化資金利子補給	2,265	令和元年度	2,260	令和2年度 令和3年度	5				5
17-農業経営基盤強化資金利子補給	253	令和元年度	244	令和2年度 令和6年度	9				9
25-災害条例資金利子補給	105	令和元年度	101	令和2年度	4	2			2
26-防犯灯LED化業務委託	72,000	令和元年度	40,000	令和2年度 令和5年度	32,000				32,000
27-会議録等作成業務委託	20,000	令和元年度	16,000	令和2年度	4,000				4,000
27-私立保育所等防犯カメラ設置費補助事業	1,095	令和元年度	1,080	令和2年度	15				15
28-さくら市営駐車場指定管理委託	30,000	令和元年度	18,000	令和2年度 令和3年度	12,000			12,000	0
28-さくら市喜連川社会福祉センター指定管理業務委託	10,036	令和元年度	5,992	令和2年度 令和3年度	4,044				4,044
28-さくら市生きがいセンター指定管理業務委託	2,620	令和元年度	1,564	令和2年度 令和3年度	1,056				1,056
28-さくら市氏家福祉センター指定管理業務委託	24,510	令和元年度	14,706	令和2年度 令和3年度	9,804				9,804
28-総合交流ターミナル管理業務委託	202,100	令和元年度	118,500	令和2年度 令和3年度	83,600				83,600
28-さくら市温泉浴場(第1、第2)管理業務委託	97,100	令和元年度	55,500	令和2年度 令和3年度	41,600				41,600
29-総合健康診査業務委託	305,000	令和元年度	202,000	令和2年度	103,000				103,000

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
29-喜連川児童センター指定管理業務委託	172,205	令和元年度	68,315	令和2年度 令和4年度	103,890	33,141			70,749
31-都市計画マスタープラン見直し業務委託	1,870			令和2年度	1,870				1,870
31-スクールバス運行業務委託	118,260			令和2年度 令和6年度	118,260				118,260
31-スクールバス車両リース	185,977			令和2年度 令和11年度	185,977				185,977
1-氏家小学校・押上小学校・上松山小学校・南小学校給食調理業務委託	246,792			令和2年度 令和4年度	246,792				246,792
1-氏家中学校給食調理業務委託	93,060			令和2年度 令和4年度	93,060				93,060
1-議会だより印刷製本費	1,861			令和2年度	1,861				1,861
1-広報さくら印刷製本費	10,170			令和2年度	10,170				10,170
1-南小学童保育センター指定管理業務委託	48,000			令和2年度 令和3年度	48,000	32,000			16,000
1-上松山児童センター指定管理業務委託	37,500			令和2年度	37,500	25,000			12,500
1-道路管理業務委託	54,000			令和2年度	54,000				54,000
1-小学校ICT活用推進業務委託	12,660			令和2年度 令和4年度	12,660				12,660
1-中学校ICT活用推進業務委託	12,660			令和2年度 令和4年度	12,660				12,660

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度未までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
1-さくら市図書館指定管理業務委託	485,000			令和2年度 令和6年度	485,000				485,000
1-給食センター基本構想策定業務委託	9,416			令和2年度	9,416				9,416
1-氏家児童センター指定管理業務委託	96,000			令和2年度 令和3年度	96,000	56,812			39,188
2-広島平和記念式典中学生派遣事業	1,200			令和2年度 令和3年度	1,200				1,200
2-総合健康診査業務委託	288,000			令和2年度 令和5年度	288,000				288,000
2-氏家駅東西線橋梁修繕工事（JR委託分）	99,000			令和2年度 令和4年度	99,000	49,500	44,400		5,100
2-氏家駅東西線橋梁修繕工事（市発注分）	42,000			令和2年度 令和4年度	42,000	21,000	18,800		2,200
2-新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業	(0) 36,000			令和2年度 令和7年度	(0) 36,000				(0) 36,000

( ) 内は、補正前の数値である。

議案第 6 号

さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

下記の者をさくら市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名

川 崎 保 成

生年月日



令和 2 年 4 月 27 日提出

さくら市長 花塚隆志